座談会

全国有料老人ホーム協会の20年をふりかえり 21世紀を展望する

出席者

阿部正俊
参議院議員・元厚生省老人保健福祉局長

市原俊男
社団法人全国有料老人ホーム協会理事長

本多正明
医学博士・才能教育研究会名誉理事

舛添要一
政治学者

山﨑國治
社団法人全国有料老人ホーム協会理事

司会

玉田弘毅
社団法人全国有料老人ホーム協会副理事長
明治大学名誉教授

平成13年6月27日銀座第一ホテルにて

全国有料老人ホーム協会の仕組み、概要、歴史

司会（玉田）●お忙しいところ座談会にご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。まず最初に全国有料老人ホーム協会の仕組みや目的、概要などについて、理事長の市原俊男さんからよろしくお願いいたします。

市原●私は３年ほど前の理事の選出の折、株式会社出身の理事長は初めてだったのですが、これから有料老人ホームはたいへん将来性のある事業でもあるし、ぜひ新しい時代に進めていってほしいということで推薦されて理事長に就任いたしました。

介護保険が平成12年に導入されて１年、有料老人ホームのあり方についてもここでじっくり腰を据えて見直しをし、将来の展望を図っていきたいと考えております。来年、協会設立20周年を迎えますが、昭和57年に13団体の極めて少数の会員によって産声をあげ、現在、会員数は法人で110法人、加盟施設数で174施設まで成長いたしました。（平成13年12月現在。112法人・177ホーム）

監督官庁は厚生労働省です。協会は、有料老人ホーム事業の健全発展と加盟ホームの入居者の保護などが目的で、入居を希望している方に対する啓発普及活動、情報提供などを行っております。かなり厳しい入会審査を実施し、審査にパスしたホームに入会いただき、入会後も、年1回、経営内容や運営状況の報告を求めたり、設備とか人員配置や内容のチェックなどもさせていただいております。

また、入居者保護の観点から、協会が苦情解決にあたったり、万一倒産した場合、入居者を救

うために平成３年から「入居者基金」という制度を設立しました。これは入居者一人あたり500万円の保険金を支払うという仕組みで、この基金の加盟入居者数が約8000名まで成長しました。残念ながら倒産したケースが平成７年に１例あり、ここに基金の発動をしました。この他「入居者生活支援制度」という制度を平成11年度に立ち上げました。「入居者基金」が倒産してから500万円払うという仕組みに対し、こちらは倒産する前に施設の経営が厳しくなったという情報をキャッチした段階で協会からコーディネーターを派遣して、経営の再建を図る、再建できなくても入居者が次の住みかを見つけるような斡旋をするという制度です。これも今のところ１例発動しました。

司会●協会は、ただいま、理事長が述べた中にもありましたように、昭和57年２月８日、当時の厚生省からの設立許可で民法法人として発足いたしまして、その後、平成3年1月1日、やはり厚生省から老人福祉法の法定法人としての指定も受けまして（平成2年法律58号による改正法付則6条）、今日に至っておりますが、実は、20年前に協会が設立されたきっかけは、その２年前の昭和55年３月に起きた有料老人ホーム倒産事件でした。

このホームは、向陽会サンメディックといいまして、東京都下の三多摩地区で昭和54年にオープンしたのですが、当初予定したようには入居者数が増えず経営的に行き詰まって10億円を超える負債を残して倒産してしまったことが、社会的に大きなニュースとして報道され国会の衆議院厚生委員会の質疑でも取上げられるに至ったことから、厚生省でも有料老人ホームのこの種の事故の再発防止に取り組む必要ありということで、昭和55年4月に社会局長の私的諮問機関として有料老



社団法人全国有料老人ホーム協会副理事長
明治大学名誉教授
玉田　弘毅

人ホーム問題懇談会が設けられたという経緯があるようですが、設立から現在までの流れをもう少しお話しいただけますか。

市原●はい。翌56年6月、懇談会が検討結果をまとめて提出した報告書で、有料老人ホームの倒産などによる入居者の被害を未然に防止し事業としての健全な発展を図るためには、有料老人ホーム事業者が団体を組織し、事業者の創意工夫と自主努力で高齢者のニーズに応えられる健全な有料老人ホーム経営を目指すべきであり、行政側はそのような環境づくりを心がけるべきであるという提言がなされました。

そうした提言を受けて、協会設立に向けての有料老人ホーム事業者、厚生省その他関係諸方面による準備が進められて、さきほど述べましたように昭和57年2月に設立されましたが、当初は会員数13、施設数19というごく小規模な協会で、設立後、数年間というものは財政的にかなり窮屈でやりくりもたいへんであったようで、事務所はビルオーナーの格別のはからいの低額家賃で借りて、また、常務理事も事務局長も常勤でなくて兼務、常勤事務局職員はひとりという状況でありました。

しかし、その後は年とともに協会の会員数、施設数が増え、事務局も整備されまして、現在は、冒頭に述べたような会員数、施設数になっております。協会が行っております事業につきましては、若干補足いたしますと、有料老人ホームに勤務する職員の資質向上を目指して毎年定期的に職種別の職員研修事業を実施し、また、有料老人ホーム事業の健全な発展に必要と思われる各種の調査研究事業を行い、その成果を公表するとともに、実際のホーム事業に生かすよう努めております。

協会の役割と社会的意識

司会●ありがとうございました。それでは、先生方のお立場から協会の役割や社会的意義などについての忌憚のないお話を承りたいと存じます。

阿部●まず最初に、介護保険が導入前と後でどう変わったのか、介護保険と有料老人ホームとの関係をどう位置付けているのかということ。制度を作った方と経営者と利用者との間にちゃんとした共通の認識があるのかどうか。そのへんについてお聞きしたいのです。

と申しますのは、私は介護保険を厚生省在籍中からずっと手掛けてきて、これからの介護保険の必要性を考えたとき、頭の片隅にあったのが有料老人ホームでございました。現実に要介護の状態になったとき、有料老人ホームと従来の措置型での特別養護老人ホームとでは天と地ほどの行政的なサービスの差があります。しかし、同じお年寄りで要介護状態なら、被保険者としてのアプローチは同じではないかと、より一般的な介護保険というのを考えてまいりましたので、介護保険と有料老人ホームとの関係は、ことの本質にかかわる問題という気がしています。

福祉というと貧しい人に対する慈しみといったある種福祉臭さがありますが、高齢者福祉をそういった狭い世界にとどめずに一般的な形でサービス体制を作ろうとすると、特定の社会福祉法人ではなく株式会社など一般の事業者たちが参画できる仕組みを前提に考えないとうまくいかない。同時にお年寄りにとって年金は老いの生活を組み立てていくためのお金ですから、いろんな意味でのマーケットを形成していくうえでも民間の力等

が必要です。この有料老人ホーム協会は、福祉とはまったく別の世界のものとして位置付けられていたかと思うのですが、そこを横断的にやっていくようなことにしなければいけないのではないかと考えていた矢先なので、今、株式会社の理事長さんが就任されたのは象徴的であって大いに結構ですね。

司会●今のご指摘について、舛添先生、いかがでしょう。

舛添●介護を東京と福岡で5年間行ったり来たりでやってきたのですが「介護地獄」という言葉があるように、介護されるほうもたいへんですが、するほうも非常にたいへんです。そんなとき「特養」もあれば「老健」もある。「グループホーム」も「有料老人ホーム」もあると、選択肢がたくさんある社会というのは非常にいいことだと思います。

私の母親の場合は、たまたま病気になって、途中から医療保険の対象になって、幸か不幸かその苦労がいらなくなりました。だけど、介護保険の対象となったときどうしようかと、ワラをもすがる気持ちで、家のばあさんを預かってくれるところはないか、有料老人ホームでもどこでもかまわないからと思いました。いくら介護保険があろうと、だれかが仕事を辞めて介護にかかりきりにならなければならない状況になりかねない。それなら仕事は続けて、有料老人ホームに入れようかと、そういう判断をしているときに倒れちゃったものですから、医療保険になって助かったわけですけれども、あの状態が続いていれば、もう少し選択肢があってもいいかなと思います。

介護とか医療とかは、教育と似ていると思います。パブリックがどこまでお手伝いするかという点で。今、公教育の場でいろんな問題が起こっていて、「公立の学校にやるのはいやだ」というお父さ

ん、お母さんが増えている。そうすると私立にやるとなるわけですけれども、私学も私学助成に対する法律があって、一応国が援助している。僕は教育というのはパブリックがやるべきものを私学がやっているわけですから、ある程度の援助をするということを堂々と認めたらいいという説です。同じことがお年寄りの介護とか医療にも言えるので、特に介護保険との接点は非常に大切だし、これをもっとつめていかなければいけないのではないか。教育とか医療とか介護といったところにおいて、弱い人を助ける、落ちこぼれがないようにするということとの両方のバランスがとれた解決という大きな流れの中にこの問題はあるのだと思います。

入居して思うこと

司会●貴重な体験をふまえてのご意見でしたが、本多先生いかがでしょう。

本多●私がなぜ有料老人ホームに入ったかというと、今、86歳ですが、3年ほど前からリウマチを患い、視力・聴力が落ちるなどいろいろ健康上の問題が起きたからです。子どもは娘3人ですが、いざというときに来てくれない。家内が子どもはあてにはできないから入ろうということになったのです。

最初は景色がいいある老人ホームに入ったのですが、介護の問題とか、待遇があまり気に入らなかったので、その後、いろいろ調べて今のホームに入りました。



政治学者
舛添　要一

有料老人ホームには分譲型の買い取りと利用権を購入するタイプとの２種類あって、今のところは利用権で、15年家賃を前払いするのですが、期間中に退居すると返還金として戻ってくる。これは非常に合理的だと思います。入居するときに多くの人は健康のことをまず思う。年を取るとどうしても不自由になるから。その点、私のところは病気のときなどに対応が非常によくできている。総合病院も近くにありますし、本当によかったと思っています。

舛添●ああ、それはいいですね。

本多●中に入っている人の話題は、まず健康。次は経済問題、第3はいわゆる人間同士の心理的な問題です。医者として専門的な立場から申しますと、人間ドッグで検査すると、問題がみつかると心配するばかりで、各自が病院を選択して行かなければならない。それで私はドッグをやめた方がいいと言ったのです。今、国で老人検診があって、好きな診療所や病院に行って見てもらうと、そこですぐ処置ができる。でも、施設の中で検査すると心配するだけ。人間死ぬときはどうせ死ぬんだから、余計な心配をさせないほうがいいんですよ(一同笑)。食事はみなさん、喜んで食べています。

それから人間関係が大事です。日本人は人見知りをするから、どうやって打ち解けるかがとても大事だと思います。女性は割合社交的ですから大丈夫ですが、男性で一人の場合、引っ込んで本を読んだり、寂しさをかこっていますから、私は「エクローグ」、これは田園とか牧歌という意味ですが、そういう会をつくって話をしようじゃないかとやってみたら、出るのは愚痴と不平（笑）。それで

自然解消してしまいました。

司会●やはり入居なさっている立場で、協会の理事でもあられる山﨑さん、いかがでしょう。

山﨑●私も昭和63年にあるホームに夫婦で入りました。そこから当時、勤めていた役所に通ったのですが、田園都市線はひどい混雑で三軒茶屋で降りられない。役所の時間にも間に合わないので、まだマンションを置いていた世田谷にまた戻って、しばらくホームの方は空けていたのですが、もったいないので売りに出しました。

そのうち、家内の母親が88歳になりまして、一人でマンションに住まわせていたのですが、そこも建て替えで、これは何とかしなければという事態になりました。

私は平成８年の３月に第２の職場が定年になって郷里の近くのホームに、できてすぐに母親だけ入れて、私たち夫婦も翌年入りました。ですから現在は2世帯が有料老人ホームに入っているわけです。現在、義母は94歳で、意識はしっかりしていますが、やはり体調がすぐれません。ホームの選択肢の一つに、病院が近くにあるという条件どおり、目の前が病院で、さらに「特養」も「老健施設」も「ケアハウス」もある福祉ゾーンなんです。看護婦さんは4人もいて、健康管理をやってくれます。

まさに終身介護をやってくれるので安心して暮らしております。

一同●それは安心だ。理想的な環境ですね。

山﨑●有料老人ホームもご夫婦あるいは単身で入るケースもありますが、私どものように、親が94歳、娘が70歳という状況で暮らせる設備と環境があることは、協会としてももう少しPRしていかな



医学博士・才能教育研究会名誉理事
本多　正明

ければならないと思います。

知的障害者の方と親御さんという方々も入っていらっしゃる。そういうケースを見ますと、障害者の方が親といっしょに入れる有料老人ホームがあってもいいんじゃないかと考えます。ところが、年齢制限がありまして、障害者の方が30代、40代だと入れてもらえない。しかし障害者の親の立場からは、お金は出すから何とか親子いっしょに住みたいという希望が多いので、考えていかなければいけない課題かと思っております。

阿部●それは、福祉の問題の本質にかかわる問題だと思います。

つまり介護保険は従来のサービスを役所が提供する方式から、ある一定のお金を払う方式に基本的に変えましたが、障害者福祉もそういう展開はあり得るのではないかと思います。

今までは授産施設だとか更生施設とかに身柄を移してそれをすべて百パーセント全部抱え込むという方式ですよね。有料老人ホームは、公的な支援がゼロ、一方、公的施設は百パーセントでいいのか。

むしろ、その中間的な選択肢がたくさんあっていいのではないか。ただし、お金はこの部分については共通に提供するというふうな方式に変えていく。今までの、お役所が提供して、それに合うものは入るけれど、合わないものはだめというのではなく、ここは私的な形でまかない、ここはパブリックな形で応援していくということを考えたらどうかと思います。

今、各地でいろんな試みが行われつつあるところですけれど、何とか実現したいものです。子どもさんといっしょに生活したいという思いをみなさん持っているけれども、親御さんの居住部分も全部パブリックな形で保証するかというのは不可

能に近いし、またあってはならない。何か混在した形にしながらできないかと思うわけです。

山﨑●現実に彼らの生活を見ていると、何かもう少し知恵が出そうな気がしますね。

市原●たぶん有料老人ホームと介護保険の適応の設定の仕方も、似たような部分があるのではないかと思うのですが。

介護保険が導入されて

司会●介護保険と協会について、いかがですか。

市原●介護保険の導入は協会にとっても非常に大きなエポックメイキング的な出来事でした。まず、有料老人ホーム事業に対して介護保険法上の位置付けがなされたことは感謝しております。高齢になれば介護の発生率も高くなり長期化する場合もあります。ほとんどの有料老人ホームは開業して10年ぐらいになりますが、昭和62年～平成2年ぐらいのときに設立ブームが起こって製鉄とか生命保険とかゼネコンとかの大企業がいっせいに老人ホーム事業に参入してきて、「こんなに介護が発生するのか」「こんなに長期化することもあるのか」と困っていたわけです。厚生省(当時)



社団法人全国有料老人ホーム協会理事
山﨑　國治

のガイドラインでは介護の発生率は５パーセントだから、５パーセント相当のベッドを用意しなさいと書いてある。「５パーセントどころではない」と事業者はみな、そう思っています。

一同●そうです。そうです。

市原●寝たきりとか痴呆の方についてはなるほど５パーセントですが生活の一部を支援する程度に介護が必要な方の発生率は15パーセント～20パーセントぐらいあったんです。人件費がかかるので非常にコストがかかって、ここをどうしようかと悩んでいたところ、介護保険が導入されて、有料老人ホームが給付対象になるということで事業者は一様にほっとしました。財政的にも飛躍的に安定いたしました。

一方で、公的な資金を投入していただくことで準公的な施設となったわけで、責任を自覚するようになり、行政当局の監督とか指導が厳しくなることも覚悟しております。準公的な施設になるということで、各ホーム、全部サービスの見直しをして、介護サービスの一覧表を作るとか、アセスメントの実施をするとか、規約を作るとかケアスタッフの教育をするとか、かなり努力し、ずいぶん整備されてきております。

ただ残念ながら、公正取引委員会からいくつかの有料老人ホームについては表示について問題があると指摘を受けております。まだまだ医療保険と介護保険がきれいに区分けができていない。当初、厚生省のガイドラインは有料老人ホームで介護はしてはいけないということだったのですが、途中から介護はしなさいと変わったからです。

阿部●それは私のときからですね(笑)。

市原●古いホームでは、介護をしてはいけないとは言われながらも、80歳、90歳になれば、どうしても介護は出てくるからお世話しなければならない。

それで特別養護老人ホームとか病院など自分の周辺にお世話をできる施設を作って介護をしていた。ところが有料老人ホームで介護をするかしないかの看板を、特定施設入所者生活介護という位置付けですが、はっきり掲げなさいということになりました。さらに医療保険と介護保険とのきれいな区分けが必要になりました。

老人ホームは、病院との協力関係にはありますが医療機関ではない。でも、入居者の心理としては有料老人ホームに入ったら病気になっても面倒を見てくれるから安心だというのがあって、医療サービスが受けられるかとか、病院と特別な関係にあって特別待遇で診てもらえるのではないかというような誤解があると公正取引委員会から指摘されていますので、改善しなければならないと思っております。

阿部●介護保険の支払いの水準は、全部要介護状態にある人数の比例で、単価的には施設入所ではなくて在宅の方がヘルパーさんなり訪問介護の方に来ていただいたときの支払いのまとめという考え方でいいですか。

市原●介護報酬の支払われ方は、いわゆる「まるめ」といいまして、食事、入浴、排泄という形でのワンセットパッケージの支払いです。特養基準からホテルコスト分を引いた部分が介護報酬で、特定施設の介護報酬は特養の介護報酬の７掛けぐらいです。

舛添●ちょっと話は変わりますが、入居するのにお金は払ったけれども介護保険で見てもらえる分はお金を戻せというのがありましたが、あれはどうなったのですか。

市原●入居のときに介護を全部サービスしますということでした。そこへ介護保険が始まって、介護報酬を受け取ったら二重の受け取りではないか



社団法人全国有料老人ホーム協会理事長
市原　俊男

という介護費用の調整問題が起こりました。事業者は、重なる部分の計算をして、計算の論拠を説明し、話し合いで、キャッシュバックしたところもありますし、プールをしてそこから自己負担分の１割負担を出すことにしたところもありました。清算して重複した分はお返ししたというのが圧倒的に多いですね。でも、重複割合もそのホームの歴史とか介護の発生率とか、将来の介護の発生率というのはホームごとに全部データが違っていますので、重複率も十数パーセントから多いところでは60パーセントぐらいまでの非常に幅の広い重複率になりました。事業者と入居者と何回も話し合いまして、ほとんど百パーセントのホームで解決いたしました。

阿部●個別契約の住宅の集合体という考え方ではなくて、「特養」と同じようなことから、ホテルコスト分を引くというのだと少し割がいいかもしれませんね。

在宅の場合はもともとのコストに差をつけました。本来いっしょでなければいけないのに在宅、施設、有料ホームで差がついてしまっているが、どこを利用するかはまったく自分の自由なのに、差がありすぎるのは問題だ。自分の構想とは違うなという感じがするんですけどね(笑)。

本多●先ほど、舛添先生のお母さんが病気になって辛いというお話が出てきたんですが、年寄りの健康状態は非常に流動的だと思います。70歳以上になったら古い自動車と同じで、探せばどこか悪いところが出てくる。その限界が今、あいまいで難しい。

医師会でもどういうふうに決めるべきかと議論しました。たとえばアルツハイマーは、年を取ればみんな人の名前とか、なにを食べたかとか忘れますよ。確かに老化現象であるし、あるいはアル



参議院議員・元厚生省老人保健福祉局長
阿部　正俊

ツハイマーであるかもしれない。その区別が非常に難しい。健康保険があることはありがたい、さらに介護保険ができればなお有り難い。しかし使わないですむのが一番有り難いのです。

日本の有料老人ホームは高い。おまけに部屋はたいてい一つ。アメリカでは応接間とかいろいろある。私は妻と一日中いっしょにいるのがいやですから、二つ買ったんですけど、これがよかったと思います。男性は年とともに女性化し、女性は男性化する。夫婦で話し合いをしたら絶対かなわないですよ。ひとこと言うと20言ぐらい戻ってくる(一同爆笑)。リタイアして部屋に居て、お茶を持って来いとかは以前のように通用しない。費用はかかるかもしれませんが、夫婦仲良くすることが大事ですから。

司会●もう少し改善の余地があるということですね。

本多●あると思いますよ。一部屋じゃまずい。

司会●それから医療と介護との区別の問題で、介護はするけれども医療はやってはいけない。そこらへんの区別というのは理屈は通るのですが、実際の問題としてはどうなんでしょう。

舛添●さっき教育の問題を出したのは、政府がやるべき仕事はちゃんとあると思うんだけれども、これほど学校教育が乱れたときに、塾とか家庭教師とか予備校とかありますが、子どもは学校に行くのはいやがるけど塾に行くのは喜ぶ。少々高い月謝を払っても成果も上がっている。しかも予備校は税金を払っている。学校は税金で運営されている。それと同じで医療法人だけが病院をやっていいのか。

有料老人ホームもそうだけど株式会社がやってもかまわないんじゃないか。規制の上にあぐらをかいて、医療法人だから他のことはできないとい

ったことが荒廃の原因になっているのではと思います。どこかの株式会社が病院を経営するほどに、事態はそこまで来ている。お医者さんの立場からすれば株式会社にするというのはけしからんと言われるかもしれないけど。患者を診る能力はあっても、お医者さんに経営能力があるとはとても思えないんだけど。すいません(笑)。

本多●私は医者ですから、今の健康保険のあり方は非常に問題があると思います。

第一、検査が多すぎる。薬も多すぎます。あれでは財政維持は難しいと思います。アメリカはもっと合理的です。

健康保険は会社が経営していますから。

サービスの付加価値を高めるためには

市原●医療にしても、教育にしても、高齢者福祉、有料老人ホームにしてもサービス業なんです。

舛添●そうです。そうです。

市原●サービスを提供してそれに対する対価を利用者から頂戴する。対価の支払者が医療保険支払基金とか介護保険基金とかだけだと、そっちを向いて仕事をするようになってしまいます。だけど、有料老人ホームの場合は、介護報酬は一部で、大部分の収入は入居者から、いただいていますから、入居者のための仕事をするという姿勢を欠かしてはいけない。それで有料老人ホームのサービスを常に良くしようという意欲が働くのです。ここが大きな違いで、だれからお金を受け

取っているかで、事業に対する考え方が大きく違ってくると思うんです。

阿部●役所はまだまだ今までの措置時代の発想があって、ヘルパーさんが草取りをやっていいか、やるべきかやるべきでないかと議論していますけど、私は少しずれているのではないかと思う。大いに結構ではないかと。ただし保険で払うかどうかはまた別ですよと。そして、もっともっと有料老人ホームの中でも、動物を飼ったり、旅行に行ったり、絵を描いたりといった付加的なメニューをどうやって利用者に提供し、かつ売れるか。買うということは本当の意味での利用であって、保険が効くから使うのでは本当の付加価値とはいえないと思うので、ぜひ民間の事業者に期待したいですね。

有料老人ホームによってえらく雰囲気が違う。とげとげしいようなところと、何となく自由に流れているようなところと。利用施設の提供者と利用者との関係付けはたいへん重要です。またオープンにするとか成年後見といったものを事業体としてどのように組み入れていくのかがかなり大事な要素だという感じはします。決まったサービスを言われたとおり提供していく従来の福祉施設型は利用する側が不満だらけみたいなことになりがちで、自立した利用者を育てていくということも大事なサービスだと思います。

山﨑●有料老人ホームがサービス業であるということはまぎれもない事実で、いろんな多様な選択肢が老後の生き方にあるのがいいと私も思います。有料老人ホームはその中の一つだと思うんです。サービス業ですから有料老人ホームはサービスの付加価値をどのように高めていくか。付加価値は、一つは快適性、二つ目は安心、三つ目は安全性です。防犯、災害、中長期に旅行したり留



守をするようなときにも事務所の方にお任せしておけばいい。だから一戸建ての住宅に住んでいるのと比べますと、有料老人ホームに入居することによって快適性を得られる。趣味娯楽それぞれに応じて多用な部屋がある。各部屋にナースコールがついていてなにかあればすぐ来ていただける。すぐ目の前の病院に連れて行っていただける。その三つぐらいの付加価値が、有料老人ホームのサービスの特性かなーと理解しています。職員の質を高めることも含めて付加価値を高める努力をするホームと、そうでないホームとの差がこれからはどんどん広がっていくと思うんです。

司会●どっちが多いんでしょうね。

阿部●消費者として判断できる部分という意味では、介護なり有料老人ホームのほうが適しているのかな、選択しやすいと申しましょうか。医療というとお医者さんと患者さんの情報量の違いとか、ある種の弱みを持っているし違う気がするので、選択肢としてまったくのフリーマーケットでいいんだというのとはちょっと違う気がします。いずれにしても、もうちょっと選択肢を多くしてそれに適応できるパブリックシステムにしていくということになるのではないか。医療についても、有料老人ホームのホテルコスト的な部分と医療は分けて考えるべきなのではないかという気がします。

お薬も、薬局で買えるものは保険で1割2割の補助はするけれども、あとは自分で払ってくださいみたいなことで調整するとか。保険というのは、無理な負担をせずに医療が手に入るのをサポートする側面と同時に、うっかりするとモラルハザードみたいなことを助長する面もないではない。だれかがそこを負担しているわけですから非常にアンフェアなことに陥りやすいことも事実なので、そこと医療のだれでも受けられるものとの調整を

しなければいけないという感じはします。

それと、私は老人福祉法で介護保険を発想して立ち上げる準備作業として、従来の「特養」の何をどういうふうにサービスしているのかメニューを作ってくれと申し上げたんです。「特養」は入所するかしないか、お世話するかしないかという発想でしかない。選択とか利用という限りはAとBとCとDとEとあっていくつかのパターンに分かれていて、そこを選ぶということでなければいけない。そこが今までの福祉と介護保険の考え方とでは違うんじゃないかと。だから民間が入ってくるし、有料老人ホーム協会だけでなく住宅サービスの事業者にしても、お年寄りのQOL(quality of life 生活の質)を高めるためには、お金を払ってでも利用したいサービスをうまく売れるように提供していくということは、決して悪いことではない、むしろ良いことだと思いますね。

施設内の快適性と地域社会との接点

舛添●山崎さん、さっき快適性とか安全とかおっしゃいましたが、あんまり快適とか安心だと呆けませんか(一同笑)。自分で掃除や戸締まりしたり、そろそろ庭の草むしりをやらなければとか、そういうことをやっていれば呆けない。私の母親は家にいたんだけど、なにもしないでもいいようにしたら呆けちゃったという体験があります。

本多●人間の社会というのは両刃の剣です。老人の方では親切にしてもらいたい、しかし親切にしてもらうと慣れて甘えが出てきて自分でしなくなる。私の友達の母親は甘えがあって何でもやってもらっていたのですが、アメリカから娘が帰ってきて「おばあちゃん自分でできるでしょう。這っ

てでもトイレに行きなさい」と言われて、這ってトイレに行ったらやがて立って動けるようになったという例もあるんです。

山﨑●確かに最近「私の部屋はどこだろう」と言っている老人の方がいらっしゃる。問題は快適だとかえって呆けるのではないかと思う前に、すでに呆けている方がどんどん出てきているという実態があるわけです。

ですから私どものところでは、従来は「特養」がやっていたデイホームサービスを有料老人ホームの部屋の中で、ヘルパーさんがついていてやっている。それから痴呆性の方がどんどん増えてくると、専門的な介護技術が要求されてくる。これからの課題だと思います。

市原●あんまり全部フルサービスをしてしまうと、意欲が低下するという問題は確かにあります。ですから常に全部お任せではなくて、ともにこのホームを良くしていきましょうと入居者にも参加していただきます。ふだんからスタッフとの話し合いもありますし、運営懇談会で入居者代表と事業者代表が話し合ったり、入居者全員が集まって一つのテーマについて話し合ってもらうとか。

たとえば介護費用の調整についてでは、ほとんどのホームで全員の方に集まっていただいてお話をする、そこで話がつかなくてまた個別の小グループの話し合いを何十回もして方法を決めていったのですが、事業者にとって非常に大きな負担だったんです。

しかし、協会で「有料老人ホーム110番」という苦情相談を受け付ける事業をやっているんですが、介護費用の調整を話し合っている1年〜2年の間は比較的件数が少なかった。入居者と事業者が介護費用の問題を中心に十分話し合いが行われているから苦情として外には出てこないと



言われました。ホームを良くしていくのも入居者の役割で、任せきりではなくて、どうやったらこのホームが良くなるかいっしょになって考えてくださいという姿勢は大切だと思います。

舛添●それと、地域社会との交流はどうですか。私の母親も呆け始めて格好悪いからとか、お茶のみ話でくだらんことをしゃべっちゃうから友達のところに行くなと閉じ込めて、家の中にいるのは安全で安心で快適かもしれないけれど、地域社会との接点を失ってしまった。

家族の悪口や愚痴を隣近所に言うのがストレスの発散になったり、散歩したときに子どもたちと触れ合ったり。

昔の日本は頑固じじいがいて、悪いことをするとしょっちゅう僕ら叱られた。そういう地域コミュニティの監視人みたいなのがいなくなっている。建物の中では快適かもしれないけども、果たして地域に住む住民としての義務と責任とか、メンバーシップは果たしているのか、どうですか。

山﨑●私の母親もほとんど外に出ないのに自治会には入っていて年会費4800円納めています。夏場、近所の公園で盆踊りをやるとき踊るとか、あるいは楽団が演奏会をやる程度で、地域社会との日常的な交流はない。これからは痴呆性老人の問題と地域社会との交流の問題は課題になるでしょうね。

市原●地域社会との交流はとても大事ですが、やはりまだホームの数が少ない。有料老人ホームは340ヵ所、入居者の数で3万人足らずです。ところが実際に入れるだけの経済的な基盤をお持ちの方、あるいはお一人暮らしの方とかでは入居されたほうがいいんじゃないかというのは、10万人以上はいらっしゃると思います。

ですからもう少し絶対数を増やしていかなくて

はならない。1地域に1ヵ所ぐらい、各都道府県ごとに何ヵ所かあれば、今まで住んでいた家の近くの有料老人ホームに入居して、ふだんのサービスは有料老人ホームにお任せするけれども、冠婚葬祭のときは家族が迎えに来て外出するとか、近所のおじいちゃん、おばあちゃんが遊びに来るとかが理想ですよね。自分の家の近くに入居できるように有料老人ホームの数をもっと増やしていかなければなりません。

本多●おっしゃることは非常に大事で、これは老人ホームに限らない。最近日本は大人と子どもは断絶の社会です。ただ老人ホームは一つの特定の社会だが、こういうことをしましょうと自分から働きかけなければなにもできない。

そういう意味では私のところの近くには幼稚園があり、小学校や中学、高校ありで、この間は高校生と合唱をやったという。行った方に聞くと高校生がとても親切だったそうです、今の時代なのに。私はとても感心しまして「それを新聞に書きなさい。出ているのは悪いことばかりだから良いことも書かないとだめですよ」と言いました。

多様化する高齢者向住宅と競争条件のイコールフッティング

阿部●公的施設との競争条件のイコールフッティングの話ですが、公的施設との競争条件のイコールフッティングにはなかなかならないと私は思います。特別養護老人ホームと有料老人ホームは違います。だけど特別養護老人ホームで社会福祉法人がやる場合にはここがパブリックな部分だから、補助金なり何なりがありますよというところをもう１回整理し直さなくてはいけないと思うのです。もともと介護保険でもそこは本当は直さなくてはいけないという認識なのに、とりあえず保険金の調達システム、その資金が回転するシステム、および運営の仕組みだけにしましたので、サービス提供の設備についてのイコールフッティングは手つかずの状態で、今度の見直しのときには必要ではないかなと。そんなに明確に切れるかというところはありますけれども、そこはパブリックだからこういう助成がありますよ、というのをしていただかないと、本当の意味での自由な選択と公平なマーケットというのはできないのではという気はします。介護保険と有料老人ホームについても、そこはいっしょなのではないかなと思うのです。

市原●公的施設のみならずさまざまなタイプのサービス付きの高齢者向住宅が出現してきています。今年6月、国土交通省でも「高齢者のための居住の安定に関する法律」が成立しまして、こちらはバリアフリー部分については建築費の補助が出る。それから固定資産税の減免措置があるんです。われわれも国土交通省のこういう制度にのっとっていければいいんですが。有料老人ホームの監督官庁である厚生労働省はそういう産



業育成の施策がありません。

阿部●住宅を造るということからすると、バリアフリーなどは歓迎するので大いに利用していただいていいのではないですか。

市原●容積率の問題においても、有料老人ホームという建築用途ですと、容積率の緩和は適用されないけれども集合住宅だと緩和されます。建築コストに大きく跳ね返ってきますので、このへんのところも含めて。

司会●国土交通省の作った基準で有料老人ホームは経営できるからこれまでの縦割り行政にこだわらないでどんどん……(笑)、事業者の方ももう少し工夫研究していただきたい。

市原●ハードについては国土交通省の基準にのっとり、ソフトについては厚生労働省の基準にのっとってそういう事業が展開される可能性はあります。

舛添●バリアフリー住宅を造るというのは今の時代の流れでマスコミが取り上げる。僕らがバリアフリーということを言ってもそれはふつうの住宅をイノベーションやるときに、補助金を出したりいろんな規制緩和をしたりということになるんだけれども、有料老人ホームがといったときにニュースにならない、パブリシティがなさすぎるので、そこはみなさん方がご努力をなさってほしいと思います。

たとえば、住宅政策だと住宅ローン減税をやるから景気刺激策、内需を拡大するそういう方向でのキャンペーンがはれるわけです。そうすると、いろんな意味で補助金を出したり、税金で面倒見たりできるけれども、非常に重要な施設であって今からの高齢社会に多様な選択肢を与える、それもいろんな老人施設、「特養」とか「老健」とかと同じように、優遇措置というか、同じ条件でのプラスももらわないと、犠牲だけ同じではしょうが

ないので、そこはもっと強調してもいいし、いろんな共闘派があって、その一つになり得るわけですから。いいんじゃないですか、飛び越えちゃったって、厚生労働省は。そういう構造を断ち切るのが構造改革なんで(笑)。

市原●介護保険の大前提に、高齢者福祉の分野に市場原理を導入して、民間の効率的な事業供給を期待するというのがあるわけですが、高齢者向けサービス事業に、市場原理だけを前面に推し進めていくのは非常に危険だと思います。われわれが一生懸命情報を開示していても、受け取る方がなかなか理解できない、例えば「病気になっても安心」と言われて入居したら、サービスしてくれたのは病院への送迎だけ」だったとか、情報の量とその解釈において、供給者と需要者の乖離を埋めていく努力をしていかなくてはなりません。公正取引委員会から有料老人ホームは消費者を惑わすような表示をしていると、何度も警告を受けているんですけれども、住宅としての表示とサービスとしての表示があって、しかも入居後、10年、20年使っていただくわけで、その間を全部表示しろといわれても、表示の仕方が難しい。ここについてはもう少し改善の余地があるし、事業者としても努力していかなくてはいけないけれど、行政の方でもルールをもっと明確化してほしいと思いますね。

それから、自分が選んだホームになにかトラブルがあっても「それは自己責任ですよ」といっても、高齢者はもうリカバリーできないわけですから、利用者に対して救済措置、セイフティーネットというのは作っていく必要があると思います。

司会●オンブズマン的なものはどうなんでしょう。

市原●オンブズマンも含めて、協会の役割は非常に大きいと思います。



司会●入居者のためのホームということですが、実際のところどうなのでしょうね。

山﨑●経営者の経営理念というか、どういう考え方で経営していくのかといったことを職員の方にも徹底していただく、それが結果として介護サービスの中に反映してくるんです。

入居したら後戻りがききませんから入居者と施設側といっしょになって良い施設作りをしていかなくてはなりません。

そのためにはお互いの信頼関係をどう築いていくかが非常に大事です。ある意味での緊張関係があっても当然で、入居者が施設の言うことはごもっともごもっともではなくていい。しかしながらその基本はお互いの信頼で、そのベースには情報開示があって、ガラス張りの経営をしていますよということから信頼関係が作られていくと思うんです。

司会●入居者の立場から本多先生はいかがでしょう。

本多●結局、個人の問題でもあるんですよ。おっしゃるとおり、経営者の方針も大事ですが、お互いにそれを守り立てようという、より良き社会を創るための努力が必要です。ある程度の犠牲は仕方ない。それをしないで良いことばかり望んでもうまくいきません。

山﨑●おっしゃるとおりですね。

成年後見制度と有料老人ホーム

司会●最後にご出席になっておられる皆様方からそれぞれ日頃お考えになっておられることを一言ずつお願いします。

山﨑●実は5月17日に最高裁判所が平成12年度の成年後見の申し立ての概要を発表しましたので、一つだけご紹介します。

申し立てた理由で財産管理処分が62.5パーセント。

これは痴呆性のお年寄りが有料老人ホームに入居したとき、ご親族がいらっしゃらない場合、痴呆性の方々の財産管理・処分を、だれがどういうふうにやっていくのかという問題があります。協会でも早急に研究会を作って、20年を歩んできた今後の課題として取り組んでいただきたいと思います。

本多●大事ですね。

舛添●成年後見と介護保険は車輪の両輪ですから両方回っていかなければいけない。私の体験でも、オムツを替えるなど物理的なたいへんさもあるけれども、家族との葛藤、介護をめぐる人間関係といった精神的なものの方がつらかった。その一つの原因にお金というのが絶対かかってくるんです。

それから遺産相続。私の場合はまだこの制度がなかったので禁治産を使いましたけども、この場合も圧倒的多数が親の金目当てで親を禁治産とする。本当の介護をやりたいからという僕のようなのはレアケースなので、老人ホームとしてもやっていくのは非常に大事なことだと思います。

成年後見については比較的恵まれた方が有

料老人ホームに入るんでしょうから、むしろモデルケースになり得るんだろうと思う。こじれにこじれてではなくて、健康で、金銭的にもそんなに困窮していない。そういう方々が実際にこういう良い制度、任意後見をどうするかとかいろいろまだ課題はありますけれども、ぜひこちらのほうもケアしてほしい。

司会●その場合、ホームのほうで成年後見人になるということですか。

舛添●いや、そういう意味ではなくて、少なくとも成年後見というものについて入居者に知らせる。個別に入居者が遺産相続などについて顧問弁護士をコンサルタント的に使えるとか、自分が呆けてわからなくなる前に遺言を書くというのも成年後見の一つなので、サービス事業の中のメニューに入れておかないと、付加価値が高まらないと思います。

司会●遺言信託を含めて、こういうのがあるから利用なさってはいかがですか、というようなことはたいへん重要ですね。

イギリスのことですが、以前調べたときには入居しているホームが財産管理について直接タッチしてはいけないというような決まりになっていました。

日本の場合は信用してしまうと百パーセント信用してしまいますので、どういうふうに立ち上げていくかというのは微妙な問題もあるかと思いますが、入居者のためによりいっそう充実したサービスをできるように事業を展開していただきたいですね。

市原●成年後見制の問題について、私は事業者が任意後見人に選任されるのは好ましくないと思います。

事業者は利害が相反しますので。そうではな



い方法で成年後見制をスムーズに入居者に使っていただけるような仕組みを作っていきたいと思います。

舛添●僕もそう思う。一つの事業者が不祥事を起こしたら終わりですから。

人生をエンジョイするための有料老人ホームに

市原●社会が非常に高齢化して、有料老人ホームへの関心も高まっております。いよいよ要介護の状態になって入居してくる方もいらっしゃいます。介護型のホームへ入居するのであれば問題はありませんが、いわゆる健康型のホームへも、足腰が立たなくなってから入りたいという方が結構増えてきています。しかし、それではホームの持つさまざまなサービス機能や生活を楽しむためのサービスを利用することができません。ぜひ、発想を切り替えて、ぎりぎりまで我慢して入るのではなくて、有料老人ホームで自分の人生をエンジョイするんだと思っていただきたい。60歳を過ぎてやっと自分で自分の人生をコントロールできる

時代になったわけですから、どうやってエンジョイするかということが今非常に問われていると思うのです。そのときにぜひ有料老人ホームの機能を使っていただいて、さらに楽しい人生を送っていただきたいものです。

介護とか病気といったネガティブなことではなくて、もう少しポジティブな楽しい生活をイメージしていただくような、たとえばライフスタイルを全体的に提供していくということが必要です。

一同●なるほど。そのとおりですね。

市原●有料老人ホームというネーミングの響きも「ついにあいつも老人ホーム行きか」といったのではないように、20周年記念として社会一般からネーミングを募集していきたいと思っています。そして、入居者同士の交流もぜひ考えていきたいと思いますので、2月8日の記念事業パーティーのときには入居者のみなさんにも参加をいただいて、有料老人ホームの20年の歴史をともにお祝いし、また明日からの発展を期していきたいと思います。

さらに、協会は、ホームページを開設し、インターネットで有料老人ホーム情報を閲覧できるようにしておりまして、ホームページアドレスは、http://www.yurokyo.or.jp./です。これで、ホーム開設や入居募集などの最新の情報が検索できますし、協会が東京、大阪などの各地で行っている有料老人ホームに関わるさまざまな講演会やシンポジウムなどのイベント情報の検索、それへの参加申し込みもできます。このように、協会は、広くユーザーの皆様方のニーズに応えられるよう、情報公開社会にふさわしい、いわば開かれた協会を目指して事業展開することに努めております。

司会●本日はありがとうございました。

エッセー

協会と広報



社団法人全国有料老人ホーム協会 理事
弁護士 **新井 泉太朗**

あるホームの運営懇談会にたまたま立ち会ったときのことであった。

「介護保険が導入されてから、有料老人ホームと他の高齢者施設とはどこが違うのか。介護保険上は同じではないか」という質問が入居者の関係者からなされ話題となった。いわゆる「介護付高齢者集合住宅」・「高齢者向けケアハウス」・「高齢者向け有料賃貸住宅」などの類似施設で、介護サービスが行われている施設とはどのような点が異なるのかということであった。

ホーム側は、上乗せ・横出しのサービスがあり他の施設より密度の高いサービスを提供している旨などの説明をした(具体例としてヘルパーなどの職員数が2倍ほどいるなど)。一同は了解し、逆に「それならばそのことをもっと宣伝広告すべき、そしたら知人・友人をホームに紹介する」ということになって和やかな懇談となった。

このことは、卑近な例であるが、協会ないしホームなどがそのような介護サービスの内容の違いなどを情報として開示してこなかったため、利用者ないし入所者がその介護サービスの範囲を把握することが出来なかったことによる。

もとより、このことは、介護保険法が施行されて間近のことであり、法上介護サービスの具体的内容が確定していなかったという事情にあり、さらにそれ自身ホームごとの個別の説明で処理できた事項ということもあったから、大々的なことではない。

しかし、協会はこの20年社会やマスコミから、そのホームの運営、入所者の処遇について批判されてきただけでなく、そのサービス内容などを表示した広報紙(例えば、入居ガイド『輝』など)について厳しい追及の眼で見られているのである。それにより、協会自身が種々反省し、より良い方向に改善されて発展してきたという点はもちろんあろうが、公益法人という性質上あまり自己主張をせずに静かにしてきたようなところがあったのではないかとも考えられる。社会とくにマスコミに対して、発言ないし反論することは難しいことではあるが、協会の業務には「有料老人ホームに関する広報業務」が法定されているのであるから(老人福祉法31条の2、1項5号)積極的な広報をむしろすべきではないか。協会自身が、「有料老人ホームが高齢者施設としてより高度なサービスが受けられる終の住みかであって、類似の高齢者施設と質量とも違い素晴らしい施設であることなど」を広く社会とくに利用者やその関係者に対して宣伝し広報して行くことが求められるのである。それが社会やマスコミに対する反論になるとともに、協会の社会的地位を向上させる途につながると考えることが出来る。協会が20周年記念という、人間でいえば成人となったのであるから、社会的責任の重さを充分感じながらも、もっと積極的に社会的な発言ないし広報活動をしていくことが望まれる。

有料老人ホームを経営して



社団法人全国有料老人ホーム協会 副理事長
株式会社 新陽. 代表取締役会長 **喜多岡 陽子**

私は現在、昭和11年3月15日生まれの65歳です。シルバー手帳がくる年齢になって、残った人生の楽しみ方を真剣に考えるようになりました。

喜多岡家に23歳で嫁ぎ、義父の最後を看取ったのが33歳でした。義父は74歳で元気に勤めておりましたが、体調不良をうったえて半年、ガンで亡くなりました。33歳では、74歳はまだまだ遠い将来の事と考えていました。

昭和43年、44年頃は、日本はまだ発展途上で活力にあふれ、明るい未来が照り輝いていました。当時の新聞等活字の表現に老後という言葉はあまりでてきませんでした。老女死す、という記事で「45歳」という文字を見て、「45歳で死ぬと老女なのね」と友人と話したことを鮮明に記憶しています。

一周忌が済んでホッと一息ついて読んだ雑誌が文藝春秋でした。なにげなく読んでいましたら「サンシティーを訪ねて」という記事が目につき、「アメリカという国はすごい国だな、老後の生活までビジネスにしてしまう」、非常にインパクトの強い記事でした。このことが頭にこびりついていて、私の後半生に影響を与えたのだと思います。

「義父の死」というきっかけで自分自身の老後を見つめてみると、子供に恵まれなかった我々は「夫婦の老後は」「一人残った方の老後は」という現実問題を意識しました。このことがきっかけとなり真剣に有料老人ホームという形態は、どんなものなのかという勉強を始めました。

有料老人ホームは誰のためでもなく自分自身の問題としてとらえたことが、この経営・運営に参加する一番の原因でした。

地元の企業に有料老人ホームの重要性を説明し、理解と賛同を得て「株式会社新陽.」を昭和57年8月に設立いたしました。当時として珍しく多数の会社の出資をあおぎ、1億円でスタートしました。福岡という地方で始めましたので、親子同居が普通であった家族制度のため、なかなか入居者の数が増えず、苦労の連続でした。

昔の人が「苦労は買ってでもしろ」と言っております。苦労はやはり辛いものでしたが、今振り返れば楽しい思い出になりました。多くのノウハウを身につけることが出来たのも苦労のおかげで、何事が起きても対応できる身軽さを身に付けました。

平成に入って社会環境が急激に変化し、価値観も大きく変わり、家族という形も根底から揺るぎ、社会のとらえ方も変わってきました。国も高齢化が進み、現実に老々介護という状態が一種の常識となっています。70歳の子供が90歳の親の面倒をみるという、思ってもみなかった現実が、老いた子供の体にのしかかってきました。国も国民もこの現実を重大な事柄と認識し、平成12年4月1日に介護保険が施行され、介護保険

制度の普及にしたがって、国民の考え方が「老後の生き方」「健康面の対応」等、真剣に考えるようになったのは大進歩だと思います。私が30年前「老後はどうしよう」「一人で死ぬためには」と思い悩んでいたことが、国全体の問題意識に発展しています。有料老人ホームの使命の時代がやってきたのです。

有料老人ホームは設備が立派で、入居者のプライドを満足させることも大事なことではありますが、現在はそのことよりも、もっと深い意味を社会から要求されています。「重度の要介護になったらどうなるのか」「どこで、どのような介護をうけられるか」等の高齢者共通の不安、悩みを解決する手助けが一番の仕事となっています。

私も65歳になって、義母がいつも「その年にならないとわからない」と言っていた言葉が現実になってきました。「風邪でコン、あらガンでは?」と思う自分が情けないですが、死にたくもないものです。

私は現在「有料老人ホーム　アビタシオン博多」に入居しています。自分が入居してみて初めて分かったことは、一人暮らしではなく「大人数はいいことだ」という毎日で、安心して暮らしています。部屋に居るのは一人ですが、普通のアパートでは感じない「建物のあたたかさ」を体験しています。お互いにいたわり、肩を寄せ合って暮らす人間同士がかもしだす空気が、建物全体を温かい雰囲気にしていると感じる毎日です。入居者・職員・地域の人々との交流が一番大事なことと思われます。有料老人ホームは集団生活ですのでいろいろ不満もありますが、それにも増して「すばらしい交流」がある場所なのです。この形態が「有料老人ホーム協会の会員」として全国に広がり、発展していっているのだと思います。

ある日、現在95歳のご婦人に「ここに入居して一番の贅沢は何ですか」とお聞きしたときに「皆様とのおしゃべり」という答えが返ってきました。ご主人を亡くし、子供たちは独立して一人で暮らしていた時の毎日を想像し、涙が出てきました。明日は我が身かと。

このように現実をみるにつけ我々経営者は一層の努力を重ね、安心して老後を過ごしていただけるよう国と地域と一体となって、事業を進めていく必要があります。有料老人ホームの入居者に満足頂くため、「十分なる看・介護体制」「明確なる介護サービス基準」という誰にでも理解できる仕組みを、作り上げることが大事です。

今後の全国有料老人ホーム協会及び事業者は、時代の流れとともに消費者のニーズを適格にとらえ、本物とは何かを追求し、質の向上に努めるとともに、マーケットの適正な価値を反映できる市場を作り上げる必要があります。例えば、少々共用部分は狭いけど手頃な値段で、毎月年

金の範囲内で支払いができる有料老人ホームを市場に提供できるかは、今後の協会の指導力いかんにかかっていると考えます。事業者・職員の質の向上を目指し、協会加盟ホームならではのグレードを保ち、消費者から評価して頂けるよう、さらに努力を重ねていきたいと思います。

経営情報の継続開示について



社団法人全国有料老人ホーム協会 監事
公認会計士 **澤村 廣一**

有料老人ホームは入居者から、入居一時金を受けとり、居室の終身利用権を提供します。入居者には、食事を含め生活に必要なサービスが提供され、介護が必要な場合には、介護サービスの提供も行われています。このサービスは、入居者に長期間提供され続けます。入居者にとっては、一生受けることができるサービスに対し投資を行ったことになります。余命は分かりませんので、保険を購入することにより、サービスを担保したとも考えられます。有料老人ホームは、この投資または、保険の契約に対して、十分な情報を開示しているのでしょうか。

もちろん、協会では、標準的な情報開示の雛形を作成し、有料老人ホームのサービスの内容が適切に消費者に届くように努めております。最近、公正取引委員会からの指摘を受けて進めている公正表示検討会でも十分議論されております。入居契約書においても、入居者の権利が十分保護されるよう考慮して作成されております。さらに、ホームで行われているサービスの内容が、あらかじめ消費者に示した内容と同じであるかどうかの確認の作業も協会の独自の調査で行われております。第三者評価事業の導入も進んでおります。このような協会の活動を通じて、入居後の快適な生活を担保するため、入居者から直接苦情を受け、その解決のための苦情処理委員会を設けることにより実効性を担保しております。その委員会は、入居者及び学識経験者を中心とした委員で構成されており、協会から独立性の高い委員会として設けられています。

入居者の受けるサービスは、ホームの経営の継続性が担保されてこそ安心して受けることができます。もちろん、経営内容の開示はホームごとの考え方で行われているようです。協会にも決算書は届けられております。しかしながら、経営が安定的に継続してこそ入居者の安心が担保されることを考えると、制度的な枠組みが必要なのではないかという気がいたします。公認会計士による財務諸表監査は、財務情報の開示には欠かせないものとして導入されてきました。上場会社の継続的な開示制度も監査によって担保されております。有料老人ホームのますますの発展と充実が国民から求められる今、入居者の安心を担保する仕組みが、サービスのベンチマークの観点からだけではなく、経営状況の継続開示の観点からも検討することも意味があるのではないでしょうか。

役員・会員名簿

社団法人
全国有料老人ホーム協会

役員名簿

理事長	市原　俊男	株式会社サン・ラポール南房総 代表取締役
副理事長	玉田　弘毅	明治大学 名誉教授
	喜多岡陽子	株式会社新陽. 代表取締役会長
理　事	新井泉太朗	弁護士
	勝又三千子	主婦連合会 参与
	河原　克美	株式会社光ハイツ・ヴェラス 代表取締役専務
	北村　晴彦	ウェルライフ株式会社 代表取締役
	木村　人士	株式会社シルバーハイツ札幌 代表取締役
	栃本一三郎	上智大学 文学部助教授
	新美　育文	明治大学 法学部教授
	前川　　寛	リスクマネジメント協会 理事長
	三木得五郎	株式会社ハーフ・センチュリー・モア 代表取締役
	矢﨑　文庸	アクティバ株式会社 代表取締役
	山﨑　國治	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会 理事
	山本せつ子	滋賀県地域婦人団体連合会 顧問
	吉田　守孝	株式会社光風苑 代表取締役
監　事	澤村　廣一	公認会計士
	吉田　　勧	弁護士

（平成14年2月8日現在）

法人名 (株)愛仁苑

ホーム名 京都ヴィラ

代表者名 冨田芳子

住所
〒603-8041
京都市北区上賀茂ケシ山1



TEL
075-712-2800

法人名 (株)愛生

ホーム名 愛生グリーンプラザ八千代

代表者名 本田泰子

住所
〒276-0047
八千代市吉橋1060



TEL
047-459-0888

法人名 アクティバ(株)

ホーム名 アクティバ琵琶

代表者名 矢﨑文庸

住所
〒520-0101
大津市雄琴6-17-17



TEL
077-578-0300

法人名 (株)アクティブライフ

ホーム名 アクティブライフ箕面／エスティームライフ学園前

代表者名 大家信二

住所
〒541-0051
大阪市中央区備後町3-6-14
アーバネックス備後町ビル6F



TEL
06-6264-3620

法人名 (株)朝日ケアコンサルタント

ホーム名 オーシャンプロムナード湘南

代表名者 喜多岡陽子

住所
〒251-0037
藤沢市鵠沼海岸2-11-17



TEL
0466-30-5251

法人名 (株)アセット

ホーム名 パーマリィ インン明石／須磨

代表者名 濱﨑　茂

住所
〒652-0801
神戸市兵庫区中道通6-1-29
KONTANI BLD 301



TEL
078-575-3535

法人名 (株)アペックス

ホーム名 アペックス越谷

代表者名 鎌形　有

住所
〒343-0015
越谷市花田1-35-14



TEL
0489-65-2659

法人名 (宗)阿弥陀寺

ホーム名 敬老園

代表者名 宇野弘之

住所
〒260-0844
千葉市中央区千葉寺町33



TEL
043-265-3820

法人名 (株)アメニティーライフ

ホーム名 アメニティーライフ八王子

代表者名 岸　純弘

住所
〒193-0811
八王子市上壱分方町71-2



TEL
0426-52-3001

法人名 (株)アールの介護

ホーム名 レスト・ヴィラ

代表者名 川邊泰男

住所
〒243-0432
神奈川県海老名市中央2-9-50
プライムタワー10F



TEL
046-233-1165

法人名 (財)安寿苑

ホーム名 ローズヴィラ水戸

代表者名 小林　元

住所
〒310-0903
水戸市堀町1444-1



TEL
029-254-8111

法人名 石川ライフクリエート(株)

ホーム名 シニアユートピア金沢

代表者名 奥田宗信

住所
〒920-0226
金沢市粟崎町4-80-2



TEL
076-238-8000

法人名 (株)イジカン

ホーム名 八王子同友会・長寿の森

代表者名 高谷雅史

住所
〒192-0151
八王子市上川町1620



TEL
0426-54-2001

法人名 (株)ウエルピア

ホーム名 ウエルピア市川

代表者名 武石次男

住所
〒272-0802
市川市柏井町1-1073



TEL
047-337-6321

法人名 ウェルライフ(株)

ホーム名 ウェルハイム・東京／八王子

代表者名 北村晴彦

住所
〒121-0053
足立区佐野2-16-1



TEL
03-3605-0088

法人名 (株)エクセルシオール・ジャパン

ホーム名 リッチランド豊南郷

代表者名 作田　明

住所
〒274-0054
船橋市金堀町582-1



TEL
047-457-8511

法人名 (株)エヌエムライフ

ホーム名 ジョイステージ八王子

代表者名 後藤宗義

住所
〒193-0823
八王子市横川町924-2



TEL
0426-21-0101

法人名 (株)延寿館

ホーム名 サンテルム延寿館

代表者名 三條康直

住所
〒818-0058
筑紫野市湯町2-3-2



TEL
092-924-1500

法人名 (株)カルデア

ホーム名 カルデアの家

代表者名 髙井　清

住所
〒221-0864
横浜市神奈川区菅田町2851



TEL
045-474-0770

法人名 (福)衣笠保育園

ホーム名 シルバーホーム衣笠

代表者名 杉本五十洋

住所
〒603-8486
京都市北区衣笠赤阪町1



TEL
075-462-6101

法人名 (株)協栄年金ホーム

ホーム名 協栄年金ホーム

代表者名 森山弘毅

住所
〒103-0021
中央区日本橋本石町4-4-1
協栄生命本社ビル5F



TEL
03-3231-8293

法人名 (株)京都壬生苑

ホーム名 ウェルエイジみぶ

代表者名 佐田輝男

住所
〒604-8821
京都市中京区壬生梛ノ宮町
31



TEL
075-823-3366

法人名 (財)京都ライフクリエイト事業団

ホーム名 ライフ・イン京都

代表者名 三浦賢佑

住所
〒615-8256
京都市西京区山田平尾町46-2



TEL
075-381-1870

法人名 (株)グリーン東京

ホーム名 グリーン東京

代表者名 滝上宗次郎

住所
〒205-0002
羽村市栄町2-6-4



TEL
042-555-8111

法人名 (株)ケアハイツ

ホーム名 ケアハイツ芦原

代表者名 菅藤政志

住所
〒910-4113
坂井郡芦原町横垣18-11



TEL
0776-77-3600

法人名 (株)ケアレジデンス

ホーム名 ケアレジデンス 水戸／東京アネックス

代表者名 大久保重義

住所
〒311-4143
水戸市大塚町1661



TEL
029-252-6615

法人名 (株)光風苑

ホーム名 光風苑

代表者名 吉田守孝

住所
〒294-0031
館山市大賀1145



TEL
0470-23-5711

法人名 (株)神戸健康管理センター

ホーム名 エリーネス須磨

代表者名 森本剋巳

住所
〒654-0142
神戸市須磨区友が丘7-1-21



TEL
078-795-8111

法人名 小金井ヘルス・ケア(株)

ホーム名 小金井ヘルス・ケア・マンション

代表者名 鈴木誠一

住所
〒184-0005
小金井市桜町1-9-20



TEL
042-383-2131

法人名 (宗)国柱会

ホーム名 申孝園ロータスヴィラ

代表者名 大橋邦正

住所
〒132-0024
江戸川区一之江6-19-18



TEL
03-5607-5111

法人名 (株)サンヴィラ

ホーム名 ヴィラノーヴァ大谷

代表者名 加藤勝義

住所
〒805-0054
北九州市八幡東区天神町2-41



TEL
093-661-3665

法人名 (株)サンスーシ上尾

ホーム名 サンスーシ上尾

代表者名 田中修司

住所
〒362-0051
上尾市地頭方422



TEL
048-781-0001

法人名 (株)サン・パレ

ホーム名 サン・パレ加瀬

代表者名 齋藤清助

住所
〒981-0111
宮城郡利府町加瀬字野中沢
48-2



TEL
022-356-1177

法人名 (株)サンビナス宝塚

ホーム名 サンビナス宝塚

代表者名 岡林　勇

住所
〒665-0803
宝塚市花屋敷つつじガ丘4-11



TEL
0727-57-3700

法人名 (株)サンビナス立川

ホーム名 サンビナス立川

代表者名 田中久雄

住所
〒190-0013
立川市富士見町1-33-3



TEL
042-527-8866

法人名 (株)三明

ホーム名 サン・ラポール目白

代表者名 佐藤武久

住所
〒171-0052
豊島区南長崎2-17-12



TEL
03-5996-2411

法人名 (株)サンライズ

ホーム名 サンライフ舞

代表者名 風間壮八

住所
〒950-0328
新潟市舞潟38



TEL
025-280-3611

法人名 (株)サンライズヴィラ土浦

ホーム名 かがやきの郷

代表者名 島田　正

住所
〒300-0065
土浦市常名2212



TEL
0298-23-8808

法人名 (株)サンライフ寿

ホーム名 サンライフ寿

代表者名 島津寿秀

住所
〒406-0032
東八代郡石和町四日市場
2031-24



TEL
055-263-4111

法人名 (株)サン・ラポール調布

ホーム名 サン・ラポール調布

代表者名 小澤裕一

住所
〒182-0022
調布市国領町8-9-3



TEL
03-3488-5411

法人名 (株)サン・ラポール南房総

ホーム名 サン・ラポール南房総

代表者名 市原俊男

住所
〒164-0001
中野区中野4-2-12



TEL
03-3319-3611

法人名 (株)サンリッチ三島

ホーム名 サンリッチ三島

代表者名 福家文吉

住所
〒411-0022
三島市川原ケ谷264-2



TEL
0559-76-6500

法人名 (株)ジェイコム

ホーム名 熟年コミュニティせとうち

代表者名 眞鍋房美

住所
〒793-0073
西条市氷見丙444-1



TEL
0897-57-8100

法人名 シニアシュロス(株)

ホーム名 シニアシュロス洞爺温泉

代表者名 鈴木公雄

住所
〒049-5802
虻田郡洞爺村字洞爺町293-1



TEL
0142-87-2777

法人名 (株)寿恵会

ホーム名 ネオ・サミット湯河原

代表者名 高村義明

住所
〒413-8530
熱海市泉17-2



TEL
0465-63-6432

法人名 (株)ジョイ

ホーム名 ジョイ垂水

代表者名 小西雄幸

住所
〒655-0028
神戸市垂水区宮本町1-28



TEL
078-706-3975

法人名 シルバーウェーブケア(株)

ホーム名 ローズ・ガーデン

代表者名 加藤俊明

住所
〒135-0023
江東区平野1-2-20



TEL
03-3643-2133

法人名 (株)シルバーサービス福島苑

ホーム名 サンライズ茂原

代表者名 山本順子

住所
〒299-4114
茂原市本納3356-1



TEL
0475-34-2024

法人名 (株)シルバーハイツ札幌

ホーム名 シルバーハイツ羊ヶ丘

代表者名 木村人士

住所
〒062-0043
札幌市豊平区福住三条3-6-1



TEL
011-855-0011

法人名 神鋼ケアライフ(株)

ホーム名 ドマーニ神戸／フォセッタ摩耶

代表者名 前田紀一郎

住所
〒657-0855
神戸市灘区摩耶海岸通1-3-10



TEL
078-802-6582

法人名 (株)新陽.

ホーム名 アビタシオン博多

代表者名 喜多岡陽子

住所
〒816-0063
福岡市博多区金の隈3-23-10



TEL
092-503-4480

法人名 (株)生活科学運営

ホーム名 シニアハウス／ライフ&シニアハウス

代表者名 高橋英與

住所
〒104-0061
中央区銀座1-5-6
福神ビル４F



TEL
03-3535-0507

法人名 (福)親愛会

ホーム名 梅寿園

代表者名 武藤邦彦

住所
〒310-0913
水戸市見川町1820-17



TEL
029-241-1210

法人名 (福)新生会

ホーム名 有料マチュアホーム穏和の園

代表者名 原　慶子

住所
〒370-3393
群馬郡榛名町中室田2112



TEL
027-374-5700

法人名 逗子ヘルス・ケア(株)

ホーム名 逗子ヘルス・ケア・マンション

代表者名 鈴木誠一

住所
〒249-0008
逗子市小坪3-2-1



TEL
0467-25-2711

法人名 聖母の会福祉事業団(株)

ホーム名 セント・ベル諏訪湖

代表者名 鈴木丈史

住所
〒392-0001
諏訪市大和1-24-9



TEL
0266-52-8123

法人名 (福)聖隷福祉事業団

ホーム名 エデンの園

代表者名 山本敏博

住所
〒433-8558
浜松市三方原町3453



TEL
053-439-1500

法人名 (株)センチュリーライフ

ホーム名 センチュリーシティ大宮公園

代表者名 大西敏夫

住所
〒330-0023
さいたま市大和田町1-1275



TEL
048-686-8088

法人名 (株)創世

ホーム名 聖ハートフルケア福島「十字の園」

代表者名 野田豪一

住所
〒960-8055
福島市野田町字台8-1



TEL
024-557-8888

法人名 (株)創生事業団

ホーム名 要介護施設グッドタイムホームⅠ

代表者名 伊東鐘賛

住所
〒811-0204
福岡市東区奈多1-2-2



TEL
092-605-6711

法人名 (福)双和会

ホーム名 東尋坊ロイヤルハイツ

代表者名 藤井康広

住所
〒913-0062
坂井郡三国町陣ケ岡35-1-8



TEL
0776-82-5003

法人名 (株)太平洋シルバーサービス

ホーム名 シルバーヴィラ／シルバーシティ

代表者名 手貝晢夫

住所
〒180-0023
武蔵野市境南町2-8-19
小田急バス武蔵境ビル９Ｆ



TEL
0422-34-1636

法人名 (株)チェリーコート

ホーム名 チェリーコート四街道

代表者名 櫻井重春

住所
〒284-0001
四街道市大日526-22



TEL
043-422-0321

法人名 (株)千葉シルバー福祉研究所

ホーム名 パークヴィラ陽春館

代表者名 長谷川　守

住所
〒270-2251
松戸市金ケ作115-1



TEL
047-388-8211

法人名 (財)千代田健康開発事業団

ホーム名 ラビドール御宿

代表者名 小川益男

住所
〒299-5112
夷隅郡御宿町御宿台132



TEL
0470-68-8111

法人名 (財)長寿会

ホーム名 長寿園

代表者名 加藤泰純

住所
〒250-0031
小田原市入生田475



TEL
0465-24-0002

法人名 東電ライフサポート(株)

ホーム名 もみの樹・練馬

代表者名 原　文二

住所
〒105-0013
港区浜松町2-7-15
日本工築２号館ビル５F



TEL
03-4436-4165

法人名 (株)東邦企画

ホーム名 ブルーメンハイム・トーホー

代表者名 駒井　實

住所
〒379-2301
新田郡薮塚本町大字薮塚
3446-1



TEL
0277-78-7551

法人名 (株)富久

ホーム名 志木シルバーハイツ第一／第二

代表者名 市川久作

住所
〒354-0017
富士見市針ヶ谷1-16-9



TEL
0492-52-2515

法人名 (株)豊田ほっとかん

ホーム名 豊田ほっとかん

代表者名 寺田勝一

住所
〒471-0046
豊田市本新町7-48-6



TEL
0565-36-3000

法人名 ナイス・ケアサービス(株)

ホーム名 ナイス・ケア大和田

代表者名 吉田忠弘

住所
〒571-0063
門真市常称寺町10-1



TEL
072-884-5531

法人名 中銀ケアホテル(株)

ホーム名 中銀ケアホテル

代表者名 渡辺蔵人

住所
〒413-0019
熱海市咲見町6-5



TEL
0557-82-0011

法人名 中銀ハウジング(株)

ホーム名 中銀ライフケア横浜〔港北〕

代表者名 平岡繁行

住所
〒224-0035
横浜市都筑区新栄町14-1



TEL
045-592-5550

法人名 (株)中銀ライフケア

ホーム名 中銀ライフケア

代表者名 渡辺蔵人

住所
〒413-8558
熱海市田原本町9-1



TEL
0557-81-5111

法人名 中銀ライフケアホーム(株)

ホーム名 中銀ライフケア横浜希望ヶ丘

代表者名 平岡繁行

住所
〒241-0826
横浜市旭区東希望が丘148



TEL
045-367-0601

法人名 (株)南湖荘

ホーム名 茅ヶ崎太陽の郷

代表者名 高田準三

住所
〒253-8580
茅ヶ崎市南湖7-12869



TEL
0467-87-0819

法人名 (株)新潟健康開発事業団

ホーム名 サン・ロイヤル新潟

代表者名 蒲澤滋夫

住所
〒950-2023
新潟市小新1083-1



TEL
025-266-1118

法人名 (株)西日本医療福祉総合センター

ホーム名 ウェルパークヒルズ「レーベン21」

代表者名 青木龍平

住所
〒809-0018
中間市通谷1-36-2



TEL
093-244-1109

法人名 (財)ニッセイ聖隷健康福祉財団

ホーム名 ニッセイエデンの園 奈良／松戸

代表者名 小林幹司

住所
〒530-0051
大阪市北区太融寺町3-24
日本生命梅田第２ビル９Ｆ



TEL
06-6209-6321

法人名 (宗)日本基督教団

ホーム名 シルバーホーム「まきば」

代表者名 篠田　潔

住所
〒470-0111
日進市米野木町南山987-88



TEL
05617-4-5548

法人名 (株)日本健康管理事業団

ホーム名 伊丹・やすらぎの館

代表者名 丹　信子

住所
〒664-0851
伊丹市中央2-5-22



TEL
0727-72-3808

法人名 (財)日本老人福祉財団

ホーム名 ゆうゆうの里　全国7ヵ所

代表者名 鈴木雄治郎

住所
〒103-0012
中央区日本橋堀留町1-7-7
ユニバーサル堀留町ビル８F



TEL
03-3662-3611

法人名 (株)博愛ナーシングヴィラ

ホーム名 博愛ナーシングヴィラ

代表者名 鈴木貞輔

住所
〒448-0803
刈谷市野田町北口95



TEL
0566-25-1600

法人名 (株)ハーフ・センチュリー・モア

ホーム名 サンシティ／聖マリア・ナーシングヴィラ

代表者名 三木得五郎

住所
〒107-6030
港区赤坂1-12-32
アーク森ビル30F



TEL
03-3505-6688

法人名 (株)光ガ丘ヘルスケア

ホーム名 光が丘パークヴィラ

代表者名 中村美和

住所
〒179-8906
練馬区旭町2-9-13



TEL
03-3977-1731

法人名 (株)光ハイツ・ヴェラス

ホーム名 光ハイツ・ヴェラス

代表者名 原　玉海

住所
〒005-0841
札幌市南区石山一条3-3-33



TEL
011-591-2321

法人名 (株)ビバリー・コート油壺

ホーム名 ビバリー・コート油壺

代表者名 横田吉明

住所
〒238-0292
三浦市尾上町18



TEL
0468-83-3800

法人名 (株)ビバリー・コート三鷹

ホーム名 ビバリー・コート三鷹

代表者名 横田吉明

住所
〒181-0013
三鷹市下連雀8-4-18



TEL
0422-76-1120

法人名 ビバリー・ジャパン(株)

ホーム名 ビバリー・コート茅ヶ崎

代表者名 柴崎正廣

住所
〒253-0033
茅ヶ崎市汐見台3-28



TEL
0467-87-9000

法人名 ヒューマンライフサービス(株)

ホーム名 モーニングパーク主税町

代表者名 阪田弘道

住所
〒461-0018
名古屋市東区主税町4-26



TEL
052-937-8071

法人名 芙蓉商事(株)

ホーム名 芙蓉ミオ・ファミリアマンション

代表者名 四ケ所　守

住所
〒292-0503
君津市広岡375



TEL
0439-50-7111

法人名 (福)福生会

ホーム名 フロイデンハイム

代表者名 中辻百合子

住所
〒599-8254
堺市伏尾230



TEL
0722-78-8850

法人名 (株)プライムステージ

ホーム名 サクラビア成城

代表者名 畠山雄三郎

住所
〒157-0066
世田谷区成城8-22-1



TEL
03-3789-0557

法人名 ベガメディカル商事(株)

ホーム名 フィレンツェライフ青山

代表者名 植村　清

住所
〒583-0015
藤井寺市青山2-651



TEL
0729-52-4165

法人名 (株)ベターナーシング

ホーム名 ベターライフ・ノア21

代表者名 福山宣幸

住所
〒820-0011
飯塚市大字柏の森字大谷11-1



TEL
0948-21-0021

法人名 ベルジ(株)

ホーム名 ベルジ箕輪

代表者名 樋口朋幸

住所
〒370-3104
群馬郡箕郷町上芝839-4



TEL
027-371-6610

法人名 (株)街づくり総合研究所

ホーム名 エルダー壱番館

代表者名 渡邊　勇



住所
〒488-0047
尾張旭市南栄町黒石61-1

TEL
0561-55-3667

法人名 松下介護サービス(株)

ホーム名 サンセール香里園

代表者名 小澤邦一



住所
〒571-8501
門真市大字門真1006

TEL
06-6908-0301

法人名 ミサワホーム(株)

ホーム名 マザアス南柏

代表者名 小坂紘一



住所
〒270-0143
流山市向小金3-147-2

TEL
0471-76-8711

法人名 (株)御園座

ホーム名 ミソノピア

代表者名 長谷川真弘



住所
〒489-0875
瀬戸市緑町2-11

TEL
0561-84-1171

法人名 (株)メープルヴィラ

ホーム名 ケアヴィレッジ美乃里

代表者名 神谷　稔



住所
〒352-0001
新座市東北2-6-26

TEL
048-471-1155

法人名 (株)山本福寿会

ホーム名 久世原ふるさとの楽園

代表者名 志賀公平



住所
〒970-8032
いわき市平下荒川字大作
130-2

TEL
0246-29-1001

法人名 (株)やわた苑

ホーム名 ボンノールガーデン

代表者名 吉野一實



住所
〒277-0862
柏市篠籠田1385-1

TEL
0471-43-0555

法人名 (株)ユウシュウライフ

ホーム名 カルムコート武蔵野

代表者名 田中豊三



住所
〒203-0023
東久留米市南沢5-18-38

TEL
0424-69-8251

法人名 三井住友海上ケアネット(株)

ホーム名 ゆうらいふ横浜

代表者名 平尾政勝

住所
〒224-0041
横浜市都筑区仲町台5-7-8



TEL
045-943-2500

法人名 ライフサポート(株)

ホーム名 サンライフ桃山台

代表者名 山崎雅子

住所
〒565-0853
吹田市春日4-12-26



TEL
06-6338-8018

法人名 (株)菱栄ライフサービス

ホーム名 ロイヤルライフ奥沢

代表者名 宮澤一裕

住所
〒158-0083
世田谷区奥沢3-33-13



TEL
03-3748-2650

法人名 菱明ロイヤルライフ(株)

ホーム名 ロイヤルライフ多摩

代表者名 小池俊明

住所
〒194-0202
町田市下小山田町1461



TEL
042-797-6611

法人名 (福)黎明会

ホーム名 熱海ゆとりあの郷

代表者名 井手精一郎

住所
〒413-8566
熱海市熱海1783-2



TEL
0557-81-2322

法人名 (個)生駒一正

ホーム名 レインボーハイツ

代表者名 生駒一正

住所
〒666-0262
川辺郡猪名川町伏見台1-1-24



TEL
0727-66-1188

法人名 (株)ロイヤルハウス石岡

ホーム名 ロイヤルハウス石岡

代表者名 大久保貞義

住所
〒315-0001
石岡市石岡13446-10



TEL
0299-22-3317

法人名 (株)ロブスタ

ホーム名 ハートフル鴨川

代表者名 海老原登喜子

住所
〒299-2862
鴨川市太海630-1



TEL
0470-93-7514